

平成25年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成25年4月26日（金） 午前9時30分

2 出席委員

三 浦 溥太郎	委員長
齋 藤 道 子	委員長職務代理者
森 武 洋	委員
三 塚 勉	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

- 日程第5 議案第25号から日程第10 議案第30号は人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(永妻教育長)

それでは平成 25 年 3 月 23 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

4 月 1 日、新規採用教職員 108 名をはじめとする人事異動の辞令交付を行いました。市立各校・幼稚園では 5 日から 8 日にかけて始業式・入学式が行われ、新学期が滞りなくスタートし、教育委員会においても新体制での新年度の業務が始まりました。

「学校からいじめをなくそう」、「体罰に頼る指導を絶対行ってはならない」、この思いで学校と市教委は取り組んできたところです。教育に携わる私たちは、大津市の事例、大阪市の事例から学び、一人ひとりの子どもたちの居場所が学校内でしっかりと確保できるよう、子どもたちの訴えに応える責務があります。

4 月の学校長会議において、あらためて、再発防止を全教職員で再確認するとともに、学校経営の責任者である学校長の役割の重要性、学校組織としての適時適切な対応について、徹底したところです。

今年の学校教育における指導の重点を、「学力の向上」と「認め合い高め合う関係を築く力を育てる」としました。こうした指導を通して、子どもたちが安心して、充実した学校生活を送れるよう、学校と市教委は引き続き、努力をしてみたいと考えております。

今年は、教育振興基本計画の平成 26～29 年度を計画期間とする次期実施計画を策定する年です。学校教育では「生きる力の育成」、社会教育では「いつでもどこでもだれでも学べる社会の実現」、スポーツでは「豊かなスポーツライフの実現」を目標に掲げております。平成 23～25 年度までの 3 年間の検証を行い、防災教育等新たなニーズへの対応も図りながら、実効性のある実施計画を策定してみたいと考えております。

そして、初任者研修についてです。4 月 16 日（火）に横須賀総合高等学校

SEA ホールにて行いました開講式では、私から「教育公務員としての自覚と責任を持って仕事に取り組んでほしいこと」、「コミュニケーションの重要性を認識すること」「教師という前に、ひとりの人間として成長を続ける努力をすること」などについて話をしました。初任者が組織の一員として存分に力を発揮してくれることを期待しています。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第21号『平成26年度教育委員会の横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第21号「平成26年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」ご説明申し上げます。

この要綱は、平成26年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者募集の基本方針として制定するもので、神奈川県教育委員会が定める「平成26年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要綱(案)」に準拠しております。

3ページをお開きください。

昨年、平成25年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱において選抜制度の大きな変更を行いました。1つは、「前期選抜」、「後期選抜」と2度の受験機会を設けていたものを、全日制、定時制ともにこれを一本化し、原則として、全日制5教科、定時制3教科の学力検査と資料、面接による選考を行うこととしたことです。もう1つは、定時制の課程について、共通選抜の後にも分割選抜機会を設定したことです。平成26年度においても、引き続きこの制度のもと選抜を行ってまいります。その他本要綱で、志願資格、募集の方法、全日制・定時制の募集期間、学力検査等の期日、志願変更の期間、二次募集の期間、入学の許可や手続き等を定めております。志願資格、募集の方法、入学の許可や手続きにつきましては、昨年度と変更はございません。日程の案につきましては、最後に昨年度の日程と並べる形で資料をおつけしております。

なお、学力検査等の期日については、神奈川県立高等学校の日程に合わせる予定になっております。他に市立高等学校を設置する横浜市、川崎市も、それぞれの教育委員会にて「平成26年度各市区立高等学校の入学者の募集及び選抜

要綱（案）」を付議した後、神奈川県の日程と合わせる予定になっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で、「平成26年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第21号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第22号『平成26年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

（教育指導課長）

議案第22号「平成26年度使用教科用図書採択基本方針について」ご説明申し上げます。

これは、横須賀地区で平成26年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成26年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。教科用図書の採択にあたっては、

- 1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。
- 2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。
- 3 教科用図書については、次の委員会等の研究調査を活用して採択する。

の3点です。

平成26年度は、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の採択替えを行う年度となります。小学校、中学校についての採択替えはありません。

2ページは「教科用図書採択検討委員会条例」です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会についての規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、翌年度使用する教科用図書が決定されます。今年度の教科用図書採択検討委員会は、採択が行われる高等学校と特別支援学級を含む特別支援学校の、保護者代表や市民の代表を入れた12名で組織いたし

ます。この委員会の中に、採択の検討を学校種ごと専門的に行うための専門部会を設置します。今回設置される専門部会は、高等学校と特別支援学校（特別支援学級を含む）の二部会となります。各々の専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は6月1日より8月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については図の下部に記載しております。教科用図書展示会は6月14日から6月27日まで、横須賀地区教科用図書センター（教育研究所）で開催いたします。どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で「平成26年度使用教科用図書採択基本方針」についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第23号『教育長の臨時代理による事務の承認について （教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第23号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』についてご説明いたします。

3月の教育委員会定例会において、平成25年第1回市議会定例会の議案として提出いたしました、附属機関に準ずる機関の条例設置化についての議案が、市議会で可決された後に、教育委員会事務局等事務分掌規則中に附属機関の追加等を行う規則改正を、教育長の臨時代理により行うことについて、ご報告させていただきました。

このたび、市議会で議案が可決されたことにより「教育長の臨時代理による事務」により規則改正を行わせていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。改正点は3点ございます。議案第23号の5ページをご覧ください。こちらは改正議案の朱書きでございます。

はじめに第7条教育指導課の部第1号中と、同条支援教育課の部第4号中の「特別支援」を「特別支援教育」に改めました。

6ページをお開きください。次に、第21条第5号『学校及び学級経営の相談に関する事』を削除し、5ページへお戻りいただき、第7条支援教育課の部第6号へ『学校及び学級経営の支援に関する事』を追加しました。これは、事務の移管に伴うものです。

最後に、7ページをご覧ください。第22条の附属機関に関する部分ですが、(2)「条例によるもの」へ「横須賀市立小中学校適正配置審議会」、「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」、「横須賀市学力向上推進委員会」、「横須賀市教科用図書採択検討委員会」、「横須賀市体育功労者選考委員会」、「横須賀美術館運営評価委員会」、「横須賀美術館美術品評価委員会」の7件を追加いたしました。

なお、3月の教育委員会定例会でご説明した際にご指摘いただきました、庶務担当課の表記については、課の名称のみで規定することとさせていただきます。これに伴い、第22条の(1)法令によるものについても、課名のみで規定することとしております。

なお、施行日は平成25年4月1日でございます。

以上で議案第23号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第23号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第24号『教育長の臨時代理による事務の承認について
（横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則
中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第24号「教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中改正）」についてご説明いたします。

3月の教育委員会定例会において、平成25年第1回市議会定例会の議案として提出いたしました「横須賀市立看護専門学校条例中改正議案」が、市議会でも可決された後に「横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則」について、

教育長の臨時代理による事務により、規則改正を行うことについて、ご報告させていただきました。このたび、市議会で議案が可決されたことにより「教育長の臨時代理による事務」により規則改正を行わせていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

それでは規則改正の内容についてご説明いたします。議案第24号の1ページをご覧ください。改正いたしましたのは、第9条でございます。条例改正により、授業料等の減免に関する条文が設けられましたが、これを受け、規則に減免の基準や申請手続き等の規定を定める必要があり、規則改正を行ったものです。第9条の2として、授業料、入学検定料及び入学金の減免申請にかかる申請書及び添付書類について決めました。

次に第9条の3において、減免に係る対象者、期間、許可等について、市立学校の授業料等に関する条例施行規則の規定の一部読み替えの上、準用する旨を決めました。

なお、施行日は平成25年4月1日でございます。

以上で議案第24号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中改正）』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第24号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『学校選択制の一部変更について』

（教育政策担当課長）

学校選択制の一部変更について、ご説明いたします。

今年は、学校選択制を全市に導入してから10年目となります。参考に、昨年実施しました平成25年度入学生の選択者は、対象者3,818人のうち約10.3%に当たる395人が他学区の中学校を選択しております。

それでは、配布資料をご覧ください。今年度は、若干変更がございます。変更点については、後ほどご説明いたします。

それでは、資料の表面をご覧ください。今年度のスケジュールは、後ほどご説明する変更点以外は、例年通りです。

次に、例年2月に実施しております学校選択制のアンケートですが、今年の2月は、別途、教育アンケートを実施したため、学校選択制のアンケートは実

施いたしませんでした。来年の2月には、3年に1度実施している「教員」も含めて、「小6児童」・「小6保護者」・「中1生徒」にアンケートを実施する予定です。

それでは、今回の変更点の詳細について、裏面をご覧ください。変更点は、「抽選となった学校において、私学等受験者を抽選対象から除外する点」と「それに伴い、選外者の待機期間の終了が約1か月早まる点」です。ここでいう「私学等受験者」とは、横須賀市立中学校以外の学校を受験する方のことを指し、受験予定者には、学校選択制の申込みの際に、受験する予定である旨を表示してもらいます。もし、私学等受験者の第1希望校が抽選となった場合には、抽選対象者から除外しますので、第2希望校か指定校かを選択することになります。私学等受験予定で申込んだ後、受験を取りやめる場合は、期日までに取り下げ手続きを行えば、抽選対象者からの除外はなくなります。

なお、今回の変更について、「小6保護者向けの変更の説明文書」をパンフレットと同時に各小学校に送付して、小学校を通じて小6保護者へ周知し、遺漏のないようにいたします。

以上で平成26年度入学生の学校選択制の説明を終わります。

(森武委員)

今年から制度を少し変えるというお話ですけれども、変える理由があれば教えてください。

(教育政策担当課長)

理由としては3点ほどございまして、まず待機される方の負担が、従来は1月上旬から私学の合格発表があるまでの2月上旬まで約1カ月間待ち続けなければならないといった、どうなるのだろうかといった、そういう保護者と生徒さんの負担感というのがあります。それから、学校側の負担というのがありまして、やはり同じ期間待たなければならないということで、いろいろな就学準備等の手続き等にやはり支障を来す面があると。それから、3番目としまして不公平感というのがありまして、もともと私学が第一希望で受けていらっしゃるのに、抽選校が第2希望の方と、抽選校が第1希望の方が同じ抽選となるという状態を解消したいと。アンケートからもそういうご不満というものがありますので、その以上3点から変更することにいたしました。

(森武委員)

待機期間を短くするというので、今回改正されたというのはよくわかりました。それで、今回、こういうふうに変更しますよということですのでけれども、

そもそも学校選択制というのは、何かどういうルールというか、どういう規則に基づいてやっているかとか、その現状の仕組みを簡単にご説明いただければと思います。

(教育政策担当課長)

もともと学校選択制というものの自体は、法令等に学校選択制という文言自体は、規定はございません。学校教育法施行令等におきまして、就学すべき学校の変更を申し立てるといった形をとりまして、その場合、施行規則等に書かれていまして、保護者の意見を聴取することができるといった法令になっています。

具体的には、市といたしましては、本市の学齢児童生徒の就学に関する取り扱い規程というものがございまして、その8条の指定変更の申し立てということで、その4の2、その他、委員会が特に必要と認めたときということを用いまして、保護者の方から指定校の変更の申し立て書を出していただいて、取り扱っているというのが実情でございます。

(森武委員)

今のご説明でわかったのですけれども、そうすると例外の規定を根拠にいろいろご苦労されて設定されていると思うのですけれども、今回例えば一番初めに説明があった3番目の理由で、私学を受ける人が抽選校で抽選に入れるのは不公平だという意見ももちろんあると思うのですけれども、一方で、私学を受ける自由というものはあるわけで、私学を受けることを前提とした方が抽選から除外されるというのは、また逆に不公平だと思われる方もおられるかもしれません。こういう例外の中で、そのたびにルールを決めていると、そういう不満が出てきたときに、なかなか対応ができないかもしれないので、もし可能であれば結構ですので、次年度以降、何か例外ではなく、学校選択制ももう10年経っているわけですので、規則か、何かもう少しルール化されるということをご検討いただければと思うのですけれども。

(教育政策担当課長)

研究、検討させていただきたいと思います。

(三塚委員)

選択制、直接ではないのですが、この日程でいきますと、来年の2月にそれぞれの中学校で就学説明会を行うわけですね。そのときに、それぞれの学校でつくる説明資料というのがとても良いものです。それを教育政策担当で、全て

の学校から集めて内容を検討したということがあるでしょうか。

(教育政策担当課長)

一部の学校から資料をいただいて検討したことはございますが、全部というふうなことはしておりません。

(三塚委員)

できれば、希望なのですが、23校それぞれ集めていただくと、それぞれの学校の内容が全てコンパクトに、どういう教育をされているかというのがわかるのですね。

なぜかという、教育政策担当では小中一貫を進めているわけです。そうすると、小学校と中学校の連携をどう図っていくかというときにおいて、この就学説明会の資料というのは、すごく小学校の先生にも参考にもなるし、中学校の先生たちももちろんそうなのですが、要は説明会にできれば、小学校の先生も参加させてほしいです。それがやっぱり小中一貫を進める大きな中学校の教育を小学校の先生に理解してもらおうという段階で、すごくわかりやすいのではないかと思うのですよ。中学校のほうにそれを強制というのはなかなかできないと思うのですね、小学校の先生にぜひ来てくださいと。その案内は出せるのかなという気がするのですね。

ですから、その辺で教育政策担当として、せっかく丁寧に説明される就学説明会をうまく選択制プラス、その教育政策担当でやっている内容とうまく結びつけるようなところをちょっと検討していただくとありがたいなというふうに思います。

(教育政策担当課長)

関係各課と調整を図って検討したいと思います。

報告事項2 『教育振興基本計画（実施計画）の策定について』

(教育政策担当課長)

横須賀市教育振興基本計画（実施計画）の策定について、ご説明させていただきます。本日配布させていただいております「横須賀市教育振興基本計画（実施計画）の策定について」をご覧ください。

平成23年度に策定した横須賀市教育振興基本計画は、平成23年度から平成33年度までの計画であり、その11年間を3年・4年・4年に区分し、事業の実施計画期間としております。本年度は、最初の事業実施計画期間（平成23年度～

平成25年度)の最終年となるため、これまでの計画の検証等を行い、平成26年度から平成29年度までの4年間の次期実施計画の策定を行います。

次に、次期実施計画策定の検討体制ですが、教育委員会内にプロジェクトチームを組織し、学校教育・社会教育・スポーツの3分科会で作成した具体案をもとに検討を行います。計画策定にあたっては、外部の学識経験者3名からのご意見を伺うとともに、支援教育推進委員会、社会教育委員会、スポーツ推進審議会及び小中学校長会からのご意見も適宜計画に反映させます。この原案を最終的に、教育委員会でご審議いただき、審議結果を踏まえて計画として決定いたします。全体スケジュールにつきまして、別紙として策定スケジュールを添付しましたので、後ほどご覧いただけますようお願いいたします。

次に、実施計画策定にあたっての基本的な方向性についてですが、基本的な考え方やベーシックな部分に変更いたしません。本年1・2月に実施した教育アンケートの分析結果などから、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の3編ごとに現実施計画(平成23年度～平成25年度)の事業実施状況を総括し、課題を洗い出します。その課題と現状を踏まえて、目標及びその実現に向けた施策や事業、重点課題の見直しを行っていきます。

以上で、横須賀市教育振興基本計画(実施計画)の策定についてのご説明を終わります。今後も進捗状況に応じて、ご報告いたしますので、よろしく願います。

(森武委員)

別紙の策定スケジュールなのですが、いろいろ会議の日程を書いていたのですが、この矢印は、例えばプロジェクトチームから報告が行って、矢印が戻っているものは意見を聞くという意味なのか、矢印が行って帰ってきているものと、行きっぱなしのものがあったり、若干わかりにくいところがあるのですが、どういう根拠で矢印を引かれているかを教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

矢印の引き方に問題があったかと思うのですが、基本的には先ほど申しました、支援教育推進委員会を初めとする3つの審議会については諮問という形をいたしまして、答申、ご意見をいただきたいと。それをまた反映させていただくという形をとりたいと思っております。

その他については、矢印が一方的だという形になるかと思えます。

(森武委員)

そうしますと、例えばスポーツ推進審議会は、ちょっと私の見間違いでなければ、1回目、2回目ともに両方上から下にしか矢印が行っていないように見えたのですが、こちらについては諮問をして答申をもらって反映させるという理解でよろしいですね。

(教育政策担当課長)

はい、申し訳ございません。

(森武委員)

わかりました。

(教育政策担当課長)

スポーツ推進審議会と、下の支援教育推進委員会、矢印がずっと三角の下のほうを通して第2回PTの第2回のところとつながっているのですが、ちょっと見にくかったということは、問題があるので、お詫びいたします。申し訳ございません。

(森武委員)

そうすると、この突き抜けていっているものは、それぞれから意見が行ったという意味で引かれているという理解ですね。了解いたしました。

(三塚委員)

大きい2番、検討体制のスケジュールの下の2つ目のところで、いろいろなところからのご意見を適宜計画に反映させるというふうにもなっているわけですが、ここを見ていったときに、やはりろう学校とか養護学校とか高校という市立の3つの学校を持っているわけですね。やっぱりそこで出てくるいろいろな施策もあるかなというふうに思うのですよ。

ですから、何らかの形でやはりそこの学校の意見が反映されるというところを、できれば、もう少し明確にさせていただきたいと思うのですが、そのろう学校、養護学校について、支援教育推進委員会の中で反映できるかと思うのですが、実はここの学校の先生は、この中に入っていないのですね、委員に。後の委員委嘱の議案でも出てきますが、委員に入っていないのですね。そうすると、ろう学校も養護学校も高校からの現場からの意見が、この状況だと吸い上げられない状況なのですが、その辺はどのように考えられているか、ちょっとお聞きしたいです。

(教育政策担当課長)

委員ご指摘のとおり、今後ろう学校等につきましても別途意見を聞くよう検討いたしたいと思えます。

報告事項(3) 『財団法人横須賀市学校給食会の公益財団法人への移行について』

(学校保健課長)

それでは、「財団法人横須賀市学校給食会の公益財団法人への移行について」ご報告いたします。

財団法人横須賀市学校給食会は、平成24年10月11日に、神奈川県知事あてに公益財団法人として活動するための公益認定申請を行い、平成25年3月19日、学校給食用物資の安定供給及び安全の確保、学校給食を通じた食育推進の支援を行う公益財団法人として認定を受けました。

これにより、4月1日付けで法人登記を行い、「公益財団法人横須賀市学校給食会」と名称変更し、引き続き業務を行っております。

以上で、「財団法人横須賀市学校給食会の公益財団法人への移行について」のご報告とさせていただきます。

(質問なし)

報告事項(4) 『横須賀美術館企画展「街の記憶－写真と現代美術でたどるヨコスカ」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、明日から横須賀美術館で開催します企画展「街の記憶－写真と現代美術でたどるヨコスカ」についてご報告いたします。恐れ入ります、お手元の資料をご覧ください。

2の会期ですが、ゴールデンウィークに始まりまして、6月30日までの63日間となります。

3、観覧料、4、主催、5、特別協力は記載のとおりでございます。

6の概要ですが、この展覧会では、東松照明、森山大道、石内都、ホンマタカシら、15作家による横須賀を題材とした写真と現代美術作品に、戦前の絵はがきや雑誌など資料を加え、約200点を展示いたします。

展示は2部で構成しております。1部では横須賀を主題としたすぐれた写真表現を紹介します。2部では鈴木昭男、秋山さやからによるインスタレーショ

ンで現代の横須賀を表現いたします。

あわせて、関連事業としまして、「あの頃。横須賀の人々」と題し、市民の方々から募集した横須賀市内で撮影された「家族の思い出の写真」を会期中展示いたします。また、この展覧会は特に市民の方にご覧いただきたいと考えておりますので、6月15日から会期末になります6月30日までの2週間は市民サービスウィークとしまして、市民はワンコイン、500円で観覧できるサービスも実施する予定でございます。

展覧会のチラシを添付させていただきましたので、後ほどご覧ください。

次に同じく添付しておりますパンフレット、展覧会スケジュールをご覧ください。今年度の企画展のスケジュールですが、多くのお客様が来館される夏から秋にかけて、幅広いお客様が楽しめる企画展を計画しております。

夏休みの期間には、妖怪をテーマとした「日本の「妖怪」を追い」と題した展覧会を、行楽シーズンの秋には参加体験型の展覧会で、「親子で楽しむ現代アート たいけん、ぼうけん、びじゅつかん！」と題した展覧会を開催いたします。横須賀美術館では、美術愛好家のみならず、さまざまなお客様が楽しめる企画展やワークショップ、イベントなどを実施し、市民に親しまれ、市民に利用される美術館を目指してまいります。報告は以上でございます。

(質問なし)

その他

(教育指導課長)

私からは、横須賀市で行いました部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査の結果について、口頭でご報告させていただきます。

平成25年2月8日から3月6日まで本市において行った体罰に関する調査の結果、児童生徒が体罰を受けた、または体罰を見たという回答がありましたのは、小学校においては66件、中学校においては68件、高等学校においては2件。これに保護者からの意見の数を含めると、1,542件となりました。

このうち、横須賀市において、体罰として県教育委員会へ報告した事案は5件となっております。

これら、調査結果として、数及び概要につきましては4月22日に県教育委員会に報告をしておりますが、今後、県教育委員会は、調査結果について4月30日までに文部科学省に報告し、文部科学省にあわせて5月に公表する予定となっております。

以上で、本市における部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関

する緊急調査についての報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第5から日程第10は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成25年4月26日(金) 午前10時49分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥太郎